

IT時事ネタキーワード「これが気になる！」(第92回)

2022年4月施行の「改正個人情報保護法」って？

2022.03.16



2022年4月に新しい個人情報保護法が施行される。筆者は個人情報保護委員会(個人情報の適切な管理と利活用を監督する政府機関)のサイトで「改正個人情報保護法対応チェックポイント」という、分かりやすいパンフレットを見つけた。

「まずはここから！」の3点から手をつけたい。それぞれ具体的にすべきことが書かれ、6つの改正ポイントがまとめられている。

令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応 チェックポイント

まずはここから！

万が一に備え
漏えい等報告・
本人通知の手順
を整備しましょう

まずはここから！

個人データを
外国の第三者へ
提供しているか
確認しましょう

まずはここから！

安全管理措置
を公表する等
本人の知り得る状態
に置きましょう

保有個人データを
棚卸し、開示請求等
に備えましょう

個人情報を
不適正に利用
していないか
確認しましょう

個人関連情報の
利用状況や提供先を
確認しましょう

改正内容を確認し、プライバシーポリシーの改訂等が必要な場合は対応しましょう

個人情報保護委員会



PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

<https://www.ppc.go.jp/>

個人情報保護委員会のパンフレット「改正個人情報保護法対応チェックポイント」

今回、近年の個人情報を扱う機会の増加、個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応の観点から改正が行われた。改正の内容についての詳細は、個人情報保護委員会の「令和2年 改正個人情報保護法について」「令和3年 改正個人情報保護法について」を参照するとよい。

個人情報保護委員会の動画ページにある「個人情報保護法改正～知っておくべき2つのポイント」（個人編／事業者編）によれば、事業者が知っておくべきポイントの1つ目は、個人情報の漏えいなどで個人の権利または利益を害する恐れが大きい場合、事業者から個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されたこと。2つ目は個人関連情報の提供の際に、本人の同意が必要となったこと。個人関連情報とは、ネットの閲覧履歴や購入履歴など、それだけでは特定個人を

識別できない情報をさすが、近年、個人関連情報から特定の個人を識別されるケースが多発していることに起因している。

そもそも個人情報保護法って何？… 続きを読む